羽島郡二町教育委員会表彰規則取扱い要項

昭和56年 8月19日 一部改正 教育長裁定 平成 元年 2月14日 一部改正 教育長裁定 平成 9年 4月 1日 一部改正 教育長裁定 平成13年 3月29日 一部改正 教育長裁定 平成14年 3月15日 一部改正 教育長裁定 平成16年10月 5日 一部改正 教育長裁定 平成17年 9月12日 一部改正 教育長裁定 平成18年 7月 1日 一部改正 教育長裁定 平成18年 7月 1日 一部改正 教育長裁定

- 1 羽島郡二町教育委員会表彰規則(以下「規則」という。)第2条第1項第3号の「多年」とは、20年以上に読み替えるものとする。この場合の20年以上とは、断続を含め通算して羽島郡内及び旧川島町・旧柳津町内に20年以上勤務することをいう。
- 2 休職(普通休職、結核休職等)の期間については5割とする。
- 3 羽島郡内の町及び旧川島町・旧柳津町の学校に勤務した期間は加算する。
- 4 親子三代郡内の教育機関に勤務した者。 この場合親子三代とは直系をいい、教諭、事務職員、現業員等を問わない。
- 5 適応の範囲 前記の各号については、県費、町費を問わない。
- 6 推薦者 規則第6条第1項に定めるところによる。
- 7 推薦書の提出
- (1) 規則第6条第2項に定めるところによる。

- (2) 規則第2条第1項第3号に該当する者にかかる刑罰等調書は、省略することができる。
- 8 表彰の除外
- (1) 同一の条項については、再度表彰しない。
- (2) 破産宣告又破産手続開始決定を受けた者。
- (3) 刑罰を受けた者。(道路交通取締法関係を含まず。)
- 9 被表彰者の選考
- (1) 提出された推薦書に基づき、事務局員職員をもって構成した選考委員会で選考し、教育員会の会議を経て決定する。
- (2) 受彰決定者には、文書でもって本人又は 団体等に通知する。
- 10 規則第3条第1項第1号「社会教育及び保健体育の振興発展に貢献してその功績顕著」とは、次のことをいう。
- (1) 社会教育関係委員として15年以上尽力し、社会教育の進行発展に貢献した者
- (2) 社会教育関係団体長として10年以上尽力し、社会教育の進行発展に貢献した者
- (3) 社会教育(含スポーツ)の指導者として15年以上後進の指導育成に努め、その 功績が顕著な者
- (4) 文学、美術、音楽、演劇、舞踊、茶華道等の業績が顕著な者又は、郷土芸能保 存、普及、文化財の保護に功績が顕著な者
- (5) 社会教育団体として、設立以来10年以上にわたって活発に活動し、功績が顕著な団体

附則

- この要項は、昭和56年8月19日から施行し、昭和56年度の表彰から適用する。
- この要項は、平成元年2月14日から施行し、平成元年度の表彰から適用する。 (第1項追加)
- この要項は、平成9年4月1日から施行する。
- この要項は、公布の日から施行する。
- この要項は、平成14年4月1日から施行する。

- この要項は、平成16年11月 1日から施行する。
- この要項は、平成17年9月 1日から施行する。
- この要項は、平成18年7月 1日から施行する。